

熊本県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字中津道字三坂山 1582
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町上十町字丸尾 1021 の4、1022 の12、1023 の1、1023 の4 から 1023 の8 まで、1023 の26、1023 の39、1023 の43、1023 の45、1026 の14
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸尾 1023 の5
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町大字上和仁字長尾 671 の4、671 の5、字堀谷 1261 の1、1261 の38 から 1261 の40 まで、1261 の68
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堀谷 1261 の38
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字前田 115、字石場 340、341、字馬門 422、字落水 592、字平仁田 1096、1104、1107、1111、1136、1137、1140、1141、1142、1187、1188、1190 の1、1192、字熊囪 1210、1212、1241 の1、1245、1246、1250、字水守 1259、1270、1433、1434、1441、1444 の2、字白山 1746、1746 の1、1757、1759、字小原 1770、1773、1776、1780、1821、1822、字白崩 1829、字鶴平 1875、1879、字四ノ越 2035、字熊ヶ谷 2046 の1、2047、2051 の1、2051 の2、2054 の1、2060、2079、2082、字笠松 2106、2107、2109 の1、2110、2111、2113、2116 の2、2168
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。